

米子市交通バリアフリー推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項の規定により作成した米子市交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき実施された事業の成果に対する評価並びに進捗状況の確認及び検討等を行うため、米子市交通バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 重点的整備地区（法第2条第21項に規定する重点整備地区をいう。）において基本構想に基づき実施された事業の成果に対する評価並びに進捗状況の確認及び検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想の推進に関し必要な事項の調査及び検討に関すること。
- (3) 基本構想の変更についての調査及び検討に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 高齢者、障害者等（法第2条第1項に規定する高齢者、障害者等をいう。）に関係する団体を代表する者
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）の定めるところにより道路の管理に関する事務を所掌する機関の職員
- (4) 鳥取県警察の警察官
- (5) 公共交通事業者等（法第2条第4項に規定する公共交通事業者等をいう。）を代表する者
- (6) 関係行政機関を代表する者
- (7) 商工業に関係する団体を代表する者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 協議会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱又は任命後初めての会議は、市長が招集する。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総合政策部交通政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。